

檜山教育局「ひやまをつなごうmini」X運用ポリシー

第1 目的

即時性と情報の拡散性を特徴とする「X」を檜山地域の地学協働活動推進に関する事業の広報媒体として活用し、公表・公開を前提とした地域と学校の連携・協働による様々な取組に関する情報発信を行うことを目的として開設する。

第2 用語の定義

「X」に関する主な用語の定義を、次のとおりに定める。

- (1) 「X」：インターネット上で140文字以内の短い文章を不特定のインターネット利用者に公開できるX Corp.社が提供しているサービスをいう。
- (2) アカウント：「X」を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ポスト：「X」に記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) リプライ：他のユーザーのポストに返信することをいう。
- (5) リポスト：他のユーザーのポストを引用してポストすることをいう。
- (6) フォロー：他のユーザーのポストを受信するように登録することをいう。

第3 運用主体

檜山教育局「ひやまをつなごうmini」公式X（以下「本X」という。）の運営主体は、檜山教育局教育支援課社会教育指導班（以下「社会教育指導班」という。）とし、アカウント管理、パスワード管理、ポストを行う。

2 ユーザー名は、『@hiyama_tsunagou』とする。

第4 発信時間

原則として、平日の勤務時間内に行う。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

第5 個人情報の取扱いについて

本Xで取得した個人情報については、北海道公式ウェブサイトの「個人情報の取り扱いについて」

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/chui/kojinjoho.html>) に準じて取り扱う。

第6 意思決定

ポストをする際は、北海道教育庁檜山教育局教育支援課長（以下「教育支援課長」という。）の承認を得て行う。

第7 ポスト内容

本Xは、次に掲げる事項をポストする。

- (1) 檜山地域の地学協働活動推進に関する情報
ただし、不当に民間の競争を阻害するなど、檜山教育局が発信する情報として不適切と認められるものを除く。
- (2) その他教育支援課長が適当と認めた情報。

第8 リプライ、リポスト及びフォローの制限

本Xは、専ら情報発信に用いることとしている。このため、原則として、リプライ、リポスト及びフォローは行わない。

第9 禁止事項

リプライなどの投稿内容が次に挙げる事項に該当すると教育支援課長が判断した場合は、必要に応じて、ポストの削除を行う。

- ・ 公序良俗に反する内容
- ・ 違法または反社会的な内容
- ・ 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- ・ 政治活動、選挙運動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- ・ 北海道若しくは他の第三者を誹謗、中傷し、または名誉や信用を傷つける内容
- ・ 著作権・商標権など、第三者の権利を侵害する内容
- ・ 他者になりすます行為や虚偽、詐称を含む内容
- ・ 独断的、断定的な表現を含む内容や、ミスリーディングを誘う内容、わいせつな表現などを含む内容
- ・ 本Xの趣旨に関係のない内容
- ・ その他教育支援課長が不適切と判断した内容

第10 運用留意事項

本X運用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 檜山教育局のアカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、本Xのアカウント名を北海道総合政策部知事室広報広聴課（以下「広報広聴課」という。）のウェブサイト上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及びポスト内容については、本Xのプロフィール欄に明示する。
- (3) 情報は正確に記述する。
- (4) ポストするリンク先は、本来のURL（ドメイン）が分かるよう、原則として、URL短縮サービスを使用しない。
- (5) 本X運用ポリシーは、広報広聴課ウェブサイトに掲載する。
- (6) ポストする際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取扱いに関する規定を遵守する。
- (7) 意図せずして社会教育指導班が発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努める。
- (8) オープンデータとして投稿する場合はハッシュタグ「# CCBY」を付けて投稿する。
オープンデータについては、北海道オープンデータ利用規約
(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dtf/opendata/hokkaido_od_kiyaku.html)に従い取り扱う。

第11 本Xに対する問い合わせ

檜山教育局ウェブサイト下段の「お問い合わせ・相談窓口」から受け付ける。

第12 その他

その他、この本X運用ポリシーの実施について必要な事項は、北海道教育庁檜山教育局長が別に定める。

附則

この運用ポリシーは、令和6年1月31日から施行する。